

(二) 名称 有限会社イー・エム・エー	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 伊万里市二里町大里甲千四百二十一番地
(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 サービスの種類 指定福祉用具貸与	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 伊万里市新天町四百七十五番地三十六
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 武雄市武雄町富岡七千五百六十三番地一
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 武雄市武雄町富岡七千五百六十三番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 名称 宅老所しんまち	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定通所介護
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 武雄市武雄町武雄七千二百二十二番地三
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 福岡県小郡市千鶴二千六十一番地の二	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 名称 有限会社風のふく丘	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定通所介護
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡塩田町大字谷所甲二千三百八十五番地一
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 三養基郡基山町大字園部字三ヶ敷四百十三番地二	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
(二) 名称 グループホーム風のふく丘三ヶ敷	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 唐津市神田二千二十九番地二
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定福祉用具貸与
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀郡東与賀町飯盛二百二十四番地一	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 福岡県福岡市早良区高取二丁目十七番四十三号
(二) 名称 株式会社ライフコンプリート	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 つくしんぼのグループホーム唐津
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 唐津市和多田大土井二番三十五号

(二) 名称 通所介護紀水苑	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 枝島郡北方町志久五千八百三十四番地二
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡塩田町大字谷所甲二千三百八十五番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定通所介護
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡塩田町大字谷所甲二千三百八十五番地一
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 唐津市神田二千二十九番地二	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
(二) 名称 からつメディカル	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 唐津市神田二千二十九番地二
(一) 指定年月日 平成十七年十一月一日	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 サービスの種類 指定福祉用具貸与
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 福岡県福岡市早良区高取二丁目十七番四十三号	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 つくしんぼのグループホーム唐津
(二) 名称 介護サービス九州株式会社	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 つくしんぼのグループホーム唐津
(一) 指定年月日 平成十七年十月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 唐津市和多田大土井二番三十五号

十一

(一) サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
 (二) 指定年月日 平成十七年十一月一日
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ケアマエカワ

所在地 熊本県熊本市城山下代町七百八十七番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームみかんの里

所在地 唐津市浜玉町南山千九百三十八番地一

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

指定年月日 平成十七年十一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人とさくさん

所在地 鳥栖市田代昌町七番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人とさくさん

サービスの種類 指定通所介護

指定年月日 平成十七年十一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ひかり

所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームなの花

所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
指定年月日 平成十七年十一月一日

名 称 社会福祉法人洞庵の園
 所在地 鳥栖市山浦町二千九百七十三番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グループホームどうあん

所在地 鳥栖市山浦町二千九百七十五番地五

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

指定年月日 平成十七年十一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グッドフィールド有限会社

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) サービスの種類 指定訪問介護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ケアサービス童夢

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

サービスの種類 指定訪問介護
 (二) サービスの種類 指定訪問介護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島病院

所在地 伊万里市黒川町塩屋二百五番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) サービスの種類 指定訪問看護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島病院訪問看護ステーションくろがわ

所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十二番地一

サービスの種類 指定訪問看護

指定年月日 平成十七年十一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 (二) サービスの種類 指定訪問看護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人ナイスランド北方

所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百二十八番地六

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
 (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

指定年月日 平成十七年十一月一日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古川 康

四

(一) 指定年月日 平成十七年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 グループホームきたがた
所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百三十一番地十八
サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
(一) 指定年月日 平成十七年十一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人みつわ
所在地 杵島郡北方町大崎七百五十三番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
ア 名 称 特定非営利活動法人みつわホームヘルプサービス笑びす
所在地 杵島郡北方町大崎七百五十三番地
サービスの種類 指定訪問介護

イ 名 称 特定非営利活動法人みつわデイサービス笑びす

所在地 杵島郡北方町大崎七百五十三番地

サービスの種類 指定通所介護

十九 (一) 指定年月日 平成十七年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名 称 ぽつかばか・ハートケア伊万里訪問介護事業所

所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七

サービスの種類 指定訪問介護

イ 名 称 ぽつかばか・ハートケア伊万里通所介護事業所

所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七

サービスの種類 指定通所介護

名 称 有限会社ヴァンヴェール
所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一
事業所の名称及び所在地

(三)

名 称 ケアプランサービスこもれび
所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一
指定年月日 平成十七年十二月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社創明プロジェクト
所在地 唐津市町田二千百四十番地一
事業所の名称及び所在地

(三)

名 称 ぱつかぽか・ハートケア伊万里居宅介護支援事業所
所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七

●佐賀県告示第六百十二号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第二百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第二百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十七年十二月十六日

屋形石加入区	区 域	区 分
佐賀県知事 古 川 康		

●佐賀県告示第六百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十

六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道路の 区 域	
		後	前
一般国道 三二三号	唐津市浜玉町大江字大江前三〇 三番九地先から 唐津市浜玉町大江字大江前二五 一番二地先まで	二八・四 一二・四 二九二・三	六・六 八・一 二九二・三
		メートル 員	メートル 延長

●佐賀県告示第六百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町大江字大江前三〇三番九地先から 唐津市浜玉町大江前二五一一番二地先まで	平成一七・一二・一八

●佐賀県告示第六百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十
六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域	道路の種類 及び路線名	
			変更前	変更後
県道 浜玉相知線	唐津市原字笛原一三九六番一地 先から 唐津市原字笛原一四三三番一地 先まで	後	三三・〇	メートル員
	唐津市原字笛原一三九六番一地 先から 唐津市原字笛原一四三三番一地 先まで	前	二一・〇	メートル員
	唐津市原字笛原一四三三番一地 先まで	二〇・〇	一二四・〇	メートル長
			一二四・〇	

●佐賀県告示第六百十六号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十
六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 浜玉相知線	唐津市原字笛原一三九六番一地先から 唐津市原字笛原一四三三番一地先まで	平成一七・一二・一八

●佐賀県告示第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十
六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域	道路の種類 及び路線名	
			変更前	変更後
県道 七山唐津線	唐津市浜玉町東山田字外原四八 五六番一地先から 唐津市浜玉町東山田字外原四九 四〇番一地先まで	後	二九・二	メートル員
	唐津市浜玉町東山田字外原四八 五六番一地先から 唐津市浜玉町東山田字外原四九 四〇番一地先まで	前	一一・〇	メートル員
			一一・〇	メートル長
			二六六・三	
			二六六・三	
			三三五・五	

●佐賀県告示第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十
六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七山唐津線 ひ 唐津市浜玉町東山田字外原四八五六番一地先か で	唐津市浜玉町東山田字外原四九四〇番一地先か で	平成17・111・18
○佐賀県告示第六百十九号		
佐賀県公営競技収益金貸付資金貸付要綱（平成五年佐賀県告示第115号）の一部を次のとおりに改正する。		
平成十七年十一月十六日		
佐賀県知事 古川康		
第六条に次の1項を加える。		
3 第三条各号に掲げる事業のうち大規模な事業その他特別の事情のあるものにつき、第一項第1号の規定にかかるが、知事が必要と認めた額並び貸し付けるいふやうである。		
附則		
この附則は、公布の日から施行する。		
○公示		
次のとおり一般競争入札に付します。		
平成17年12月16日		
取支等命令者		
佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一		
1 競争入札に付する事項		
(1) 調達物品の名称及び数量		
県有ビームライナBL1用性能試験装置の製作業務委託 一式		
(2) 調達物品の特質等		
入札説明書及び仕様書による。		
(3) 納入場所		
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地		
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター		
(4) 納入期限		
平成18年3月31日		
(5) 入札方法		
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称		
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号		
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129		
3 入札参加資格及び条件		
(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。		
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。		
(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。		
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示		
(1) 期間		

- 平成17年12月26日まで
 ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 場所
 上記2の部局
- 5 入札者に求められる義務
 (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年12月26日16時までに上記2の部局に提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法
 (1) 場所
 上記2の部局
- (2) 期限
 平成18年1月11日17時(必着)
- (3) 提出方法
 書留郵便とすること。
- 7 持参による入札書の提出の場所及び期限
 (1) 場所
 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟61号会議室
- (2) 期限
 平成18年1月12日10時
- 8 開札の場所及び日時
 (1) 場所
 上記7の(1)の場所
- (2) 日時
 平成18年1月12日10時
- 9 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
- ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。
- (ア) 国債又は地方債 領面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
- (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 領面金額又は登録金額(発行価額が領面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
- (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)券面金額
- (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
- (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 ハ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。
- (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 (イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の

- (2) 契約保証金
ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

- (イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

10 入札の無効
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

- (2) 当該競争について不正行為を行った者

- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- (4) 1人で2以上の入札をした者

- (5) 代理人でその資格のないもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かれない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年12月16日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

呼子都市計画臨港地区

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年12月16日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

唐津都市計画下水道 唐津市公共下水道（唐津処理区）

2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部下水道課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年12月16日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
唐津都市計画下水道 唐津市公共下水道（浜玉処理区）
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部下水道課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年12月16日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
相知都市計画下水道 唐津市公共下水道（相知処理区）
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部下水道課